

IV. 南区プランの実現に向けて

1. 南区プラン実現に向けた3つのプロジェクト

「南区プラン実現に向けたプロジェクト」は、まちづくりの目標と方針にもとづき、区民、事業者、行政の協働の取り組みのもとに、今後、先導的に取り組むべき事業を挙げたものです。

以下のプロジェクトは、次の観点から選定しています。

- 1) 課題としての重要性
- 2) まちづくり全体への波及効果
- 3) 区民、事業者、行政協働の取り組みのモデルとしての効果

【3つのプロジェクト】

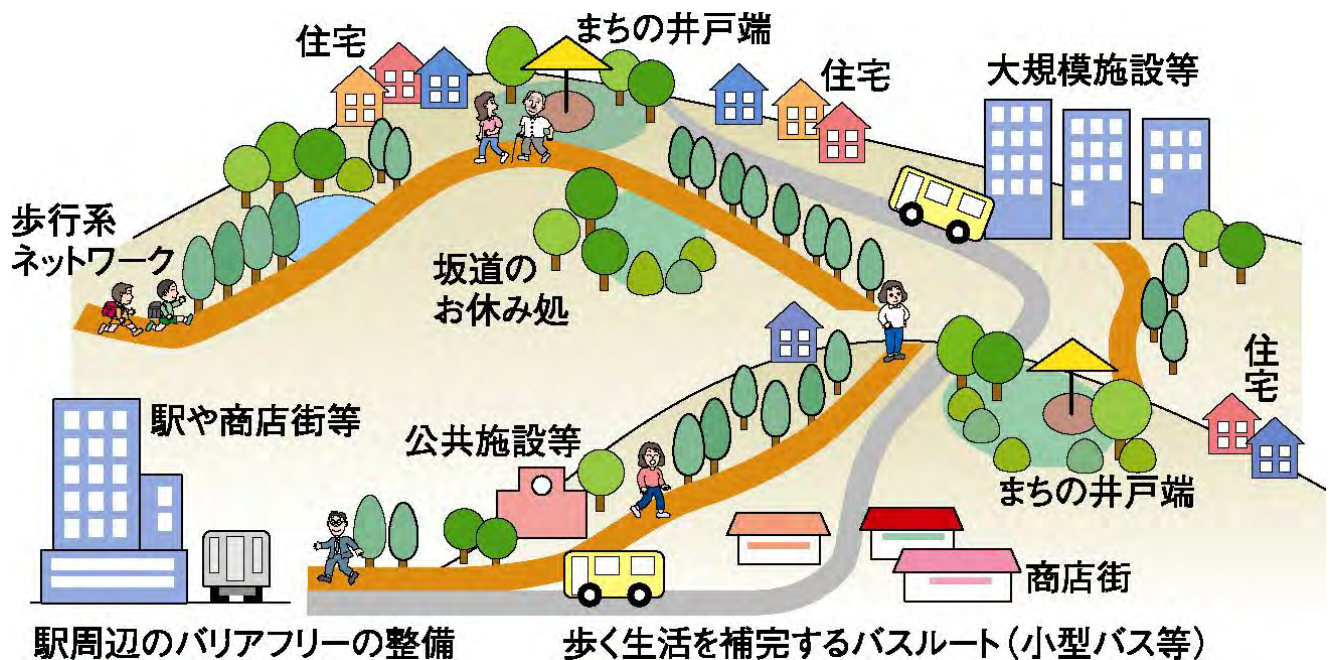
1. 駅と丘を結ぶ「楽しくみち」と「まちの井戸端」づくり

2. いざというとき頼りになるまちとコミュニティづくり

3. どこでも緑に出会えるエコワールドみなみ

(1) 駅と丘を結ぶ「楽しくみち」と「まちの井戸端」づくり

【駅と丘を結ぶ「楽しくみち」のイメージ】



① 「楽しくみち」の形成

南区の将来像に示すネットワーク(連携)の充実をはかるため、歩行系ネットワークときめ細かいバスルートによって構成される「楽しくみち」をつくります。

1) 歩行系ネットワークの形成

区内の駅や川、さらに大規模公園や商店街などを結び、歩いて巡ることのできる歩行系ネットワーク「楽しくみち」の形成をめざします。

「楽しくみち」の形成については、既存の七つの丘を巡る「虹のプロムナード」(※P42)を活用しながら、幹線道路の歩道や街路樹の充実、中村川や堀割川沿いのプロムナードの整備、生活道路の緑化や安全確保等により安全で快適な「歩いて涼しい」歩行環境の実現をめざします。

2) 歩く生活を補完するバスルートの充実

丘上の住宅地と駅や商店街等とを結ぶ小型バス等のバスルートの充実をはかり、誰もが快適に区内を移動できるようにします。

② 「まちの井戸端」づくり

丘上の住宅地に住む区民が、地域で便利な生活を送り気軽に集える場所として「まちの井戸端」を丘上の住宅地等につくります。

「まちの井戸端」は、公園としての制約にとらわれない地域コミュニティの広場と位置づけ、フリーマーケットやイベントの場、子どもや高齢者の憩いと交流の場、小型バスの停留

Ⅳ. 南区プランの実現に向けて

所、食料品や日用品の出前販売スペース、歩行系プロムナードのお休み処など地域の特性や状況に応じた複数の機能を持たせます。例えば、密集住宅地の場合は、このような広場が防災にも役立つよう、災害時に区民が初期消火するための「ローカル消火栓」の設置を検討します。

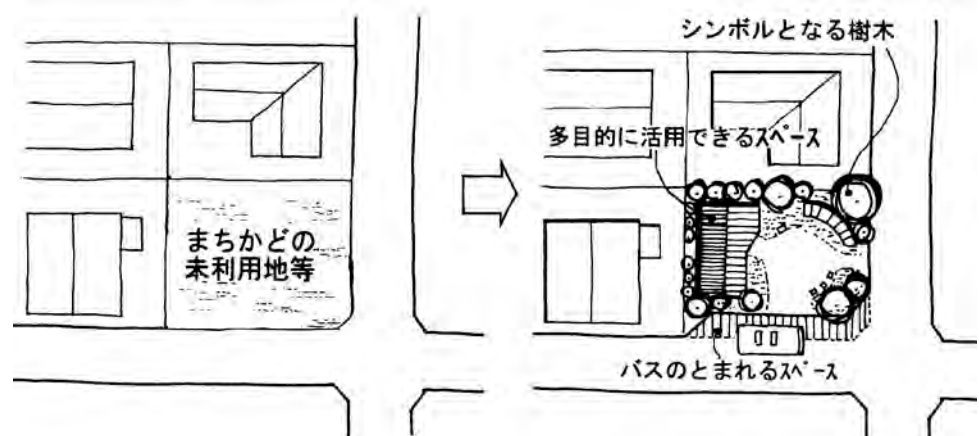
また、坂の途中や眺望の良いところなどに、ホッと一休みできるような「坂道のお休み処」をつくります。

【「まちの井戸端」のイメージ】

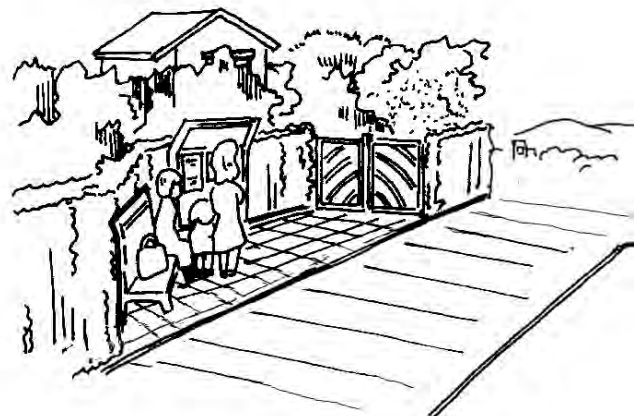
「まちの井戸端」は、コミュニティの拠点として、公共用地、私有地、開発事業等で生み出された空地の活用など多様な展開をはかります。

ただし、今後、既存の公園内にも「まちの井戸端」の機能を持たせることを検討します。

・空き地の活用による小広場の整備例



・「坂道のお休み処」のイメージ

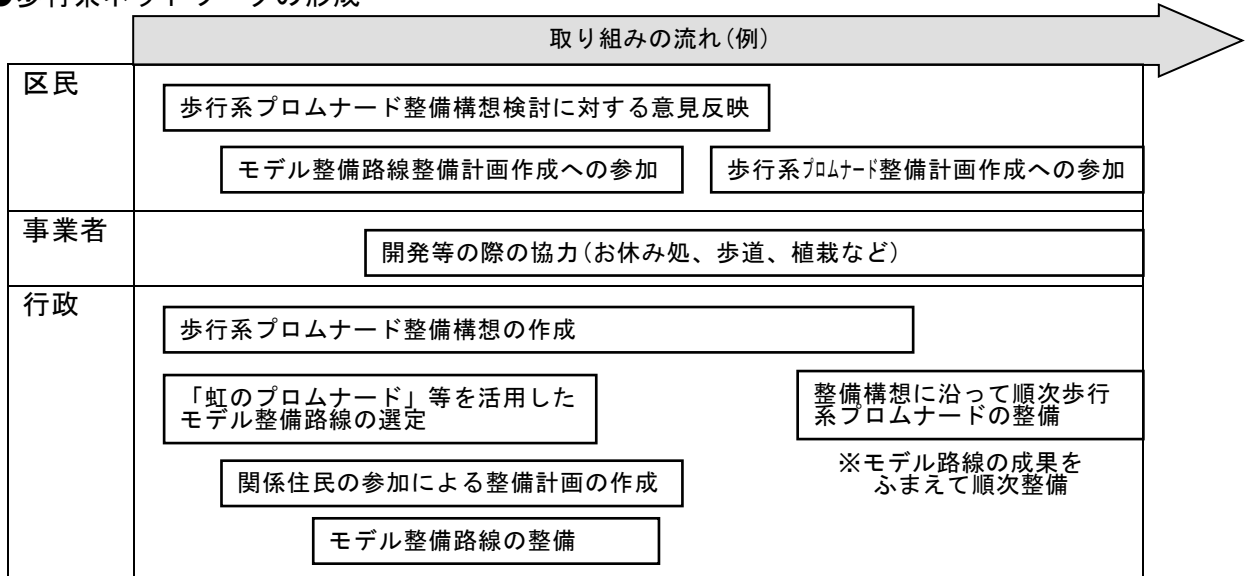


※虹のプロムナード：南区の地理的特徴である大岡川とその周りを囲む七つの丘を、それぞれ、その間に点在する社寺林や公園などの魅力スポットを巡りながら結ぶ7本の散策路。

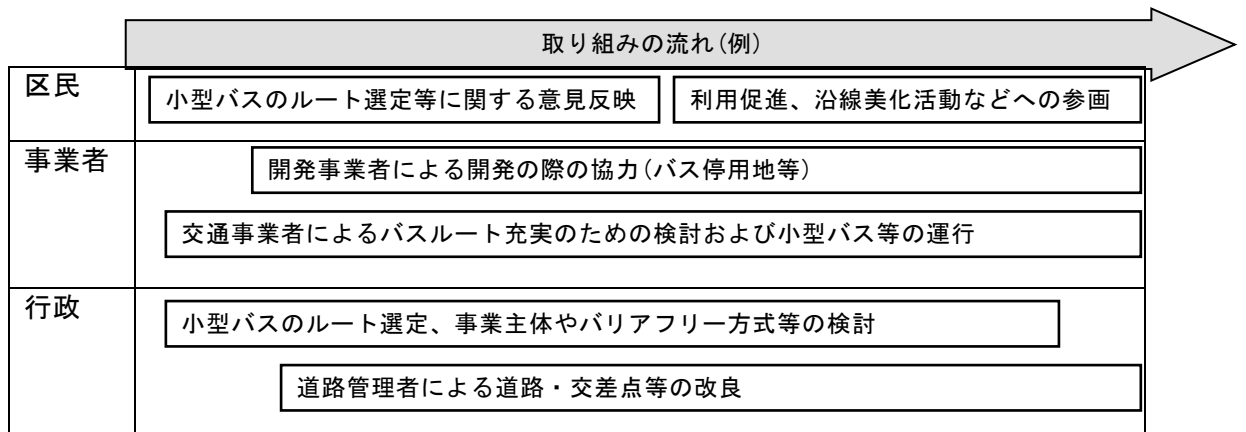
【取り組みのイメージ】（駅と丘を結ぶ「楽しくみち」と「まちの井戸端」づくり）

《「楽しくみち」づくり》

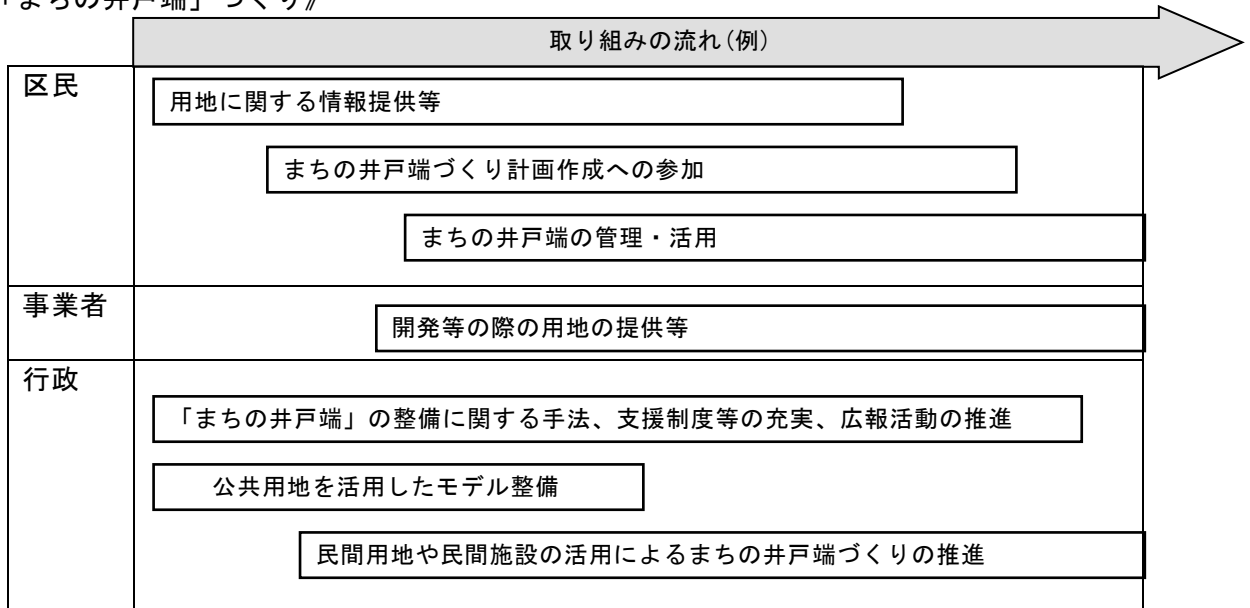
●歩行系ネットワークの形成



●バスルートの充実



《「まちの井戸端」づくり》

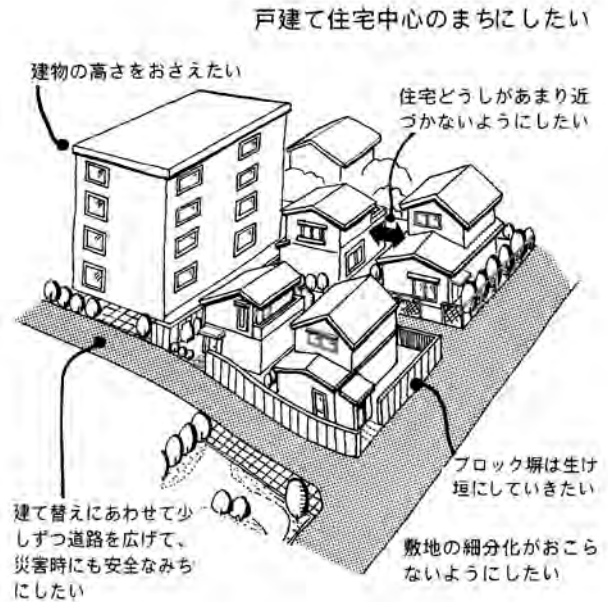


(2) いざというとき頼りになるまちとコミュニティづくり

住環境の保全など私有地の取り扱いを伴う課題の解決にあたって、区民自らが自分たちのまちをどうするかを話し合い、提案していく「まちのルールづくり(地区計画や建築協定等)」を積極的に推進していきます。また、災害時などに地域で支え合うことができるコミュニティづくりにもつなげます。

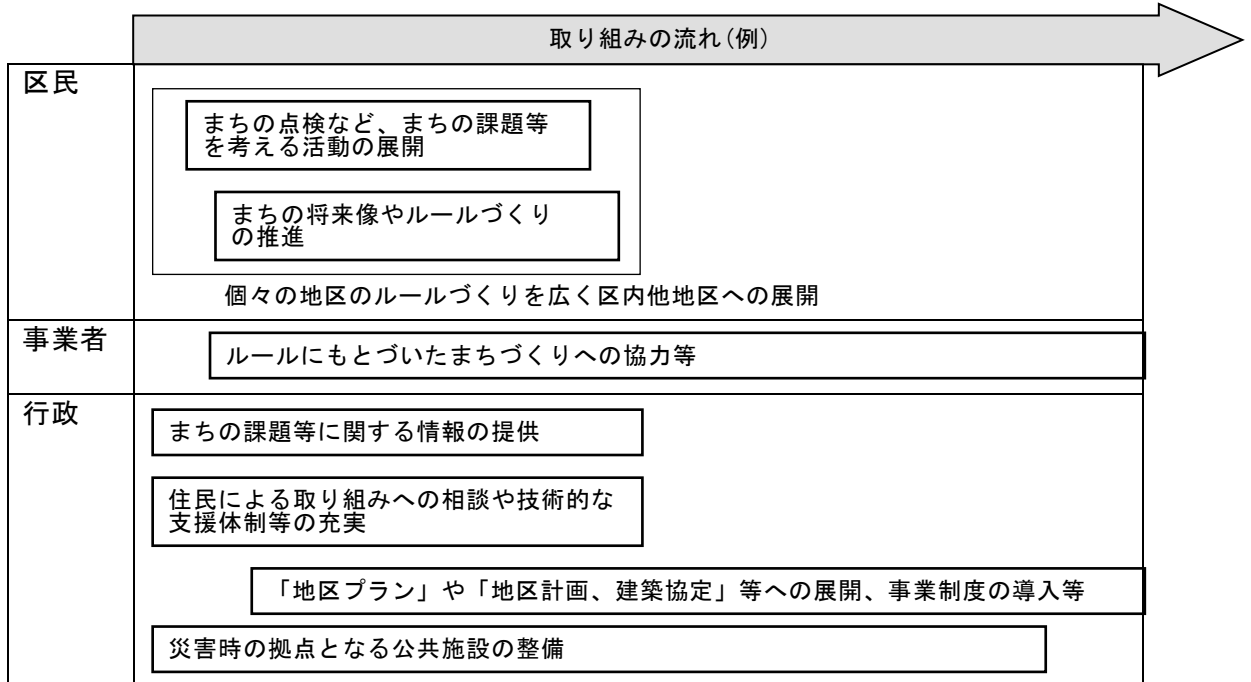
行政も、まちのルールづくりに必要な支援を行うとともに、災害時の拠点となる公共施設の整備を進めます。

防災や住環境の保全などの場合のルールづくりのイメージ

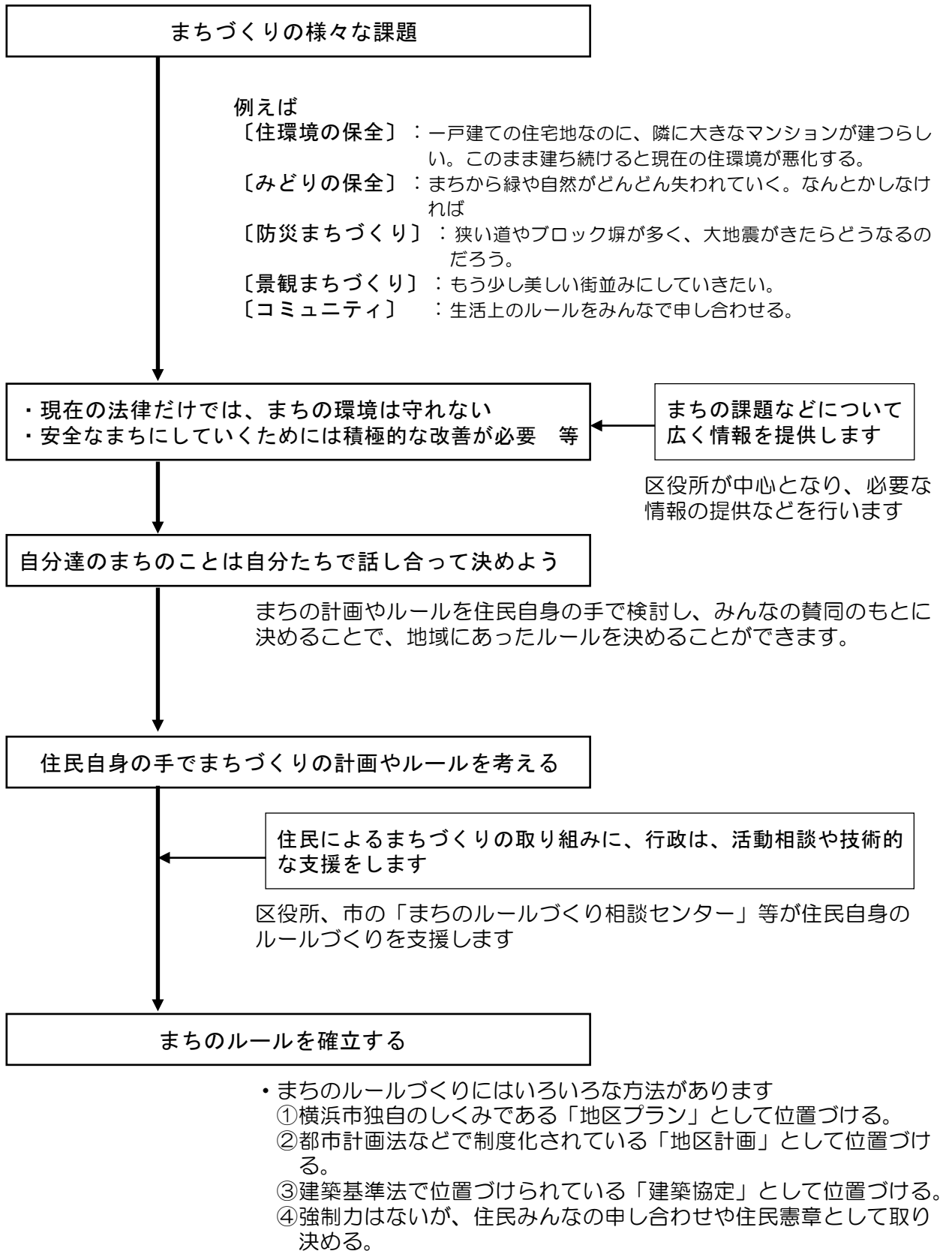


- ・ 住民発意型のまちのルールづくり(地区計画や建築協定等)の促進および地区プランの策定
- ・ 緑の保全、まちの美化などに関する地域での自主的なルールづくり
- ・ いえ・みち まち改善事業(密集住宅市街地の防災まちづくり)の推進
- ・ 新しい支え合いのしくみづくり
- ・ 災害時の拠点となる公共施設の整備

【取り組みのイメージ】(いざというとき頼りになるまちとコミュニティづくり)



【まちのルールづくりの手順と行政の支援】



(3) どこでも緑に出会えるエコワールドみなみ

南区の丘陵部や斜面地にあった緑地は、減少しています。今後、その保全に努力をするとともに、既存の市街地における緑を様々な方法を利用し創り出していくこともたいへん重要です。

区民・事業者・行政が協力しあって、目に見える身近な緑を増やしていくとともに、太陽光発電の設置などにより「エコワールドみなみ」(環境にやさしいまち)をつくります。

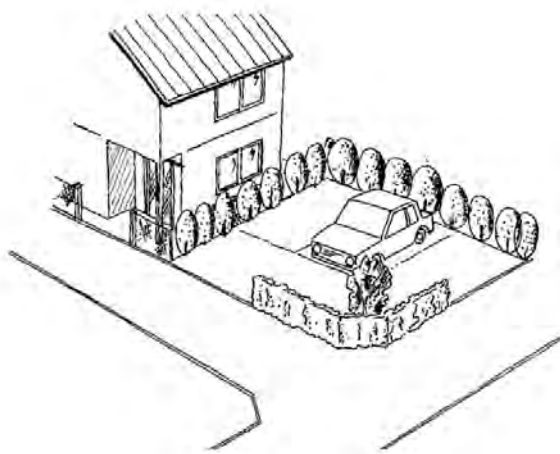
① 駅や商店街、幹線道路、駐車場、区民利用施設など公共施設の緑化

都市のにぎわいの中心である駅前広場や商店街のちょっとした空地を利用した緑化は、うるおいのある景観をつくるために効果的です。

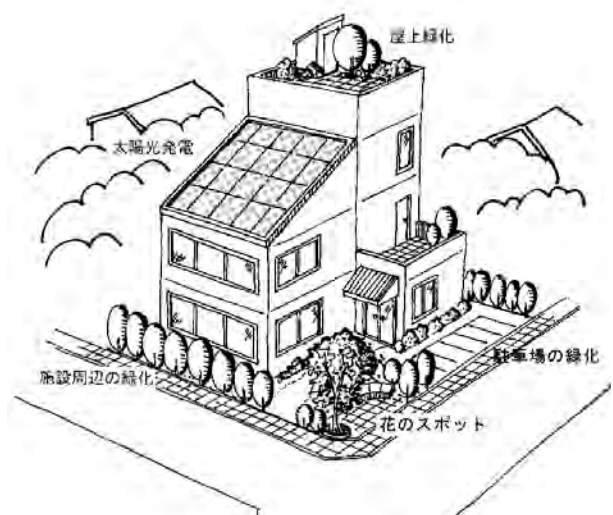
また、幹線道路沿道の街路樹は、道路利用者ばかりでなく、周辺住民にとってもうるおいのある景観となっています。街路樹の落ち葉対策など、沿道住民の理解と協力を得ながら、歩道の緑地空間としての充実をはかります。

まち中の駐車場は、ともすれば殺風景な空間になりがちです。駐車場の周囲の緑化などによって、まちの景観を向上させていくとともに、区民利用施設などの公共施設についても、地域が協力して緑化を進めます。

【駐車場等まちかどの緑化】



【身近な公共施設の緑化】



②建物の屋上やベランダなど目に見える緑化の推進

新たに建設される事務所ビルや集合住宅等では、屋上や壁面の緑化を推進し、身近な緑を増やしていきます。

身近な緑化には、鉢植えなどの緑も大切な役割を果たします。マンションのベランダ、一般住宅の窓辺の緑化など、小さな緑化活動も推進していきます。

【個々の宅地での緑化の工夫】



③花苗の配布会など、区民の手による緑化活動に対する支援

目に見える身近なみどりを増やしていくためには、自ら育てた花の苗を区民に配布したり、区民同士で交換し合う花苗の配布会など、区民の手による緑化活動が必要不可欠です。これらの自主的な活動に対し、行政や事業者も支援していきます。

④緑化に貢献した人等への表彰

様々な場面での身近な緑化活動は、これまでも多くの人々が創意工夫を重ね、実現してきました。そのような活動をみんなで発掘し評価することは、緑化活動を推進するためにたいへん重要です。

今後、区は、区民とともに、緑化活動の発掘や顕彰などの施策を講じていきます。

⑤区の花「さくら」の普及による緑化

区の花オーナー制度(※P48)などにより、家庭や事業所などに区の花「さくら」を植え、身近な「さくら」の名所を増やします。また、限られたスペースでも育てられる「さくら草」や「秋桜(コスモス)」を活用し、区の花による緑化活動を、区民・事業者とともに推進していきます。

⑥狭い空き地などを活用し、自由に花を植え、育てることができる「花のスポット」の設置

花や緑を育ててみたいがそのスペースがないという区民、まちかどに花や緑を増やしたいという区民等のために、自由に花を植え、育てることができる「花のスポット(場所)」を、市有地や私有地をさまざまな方法で活用し、設置します。

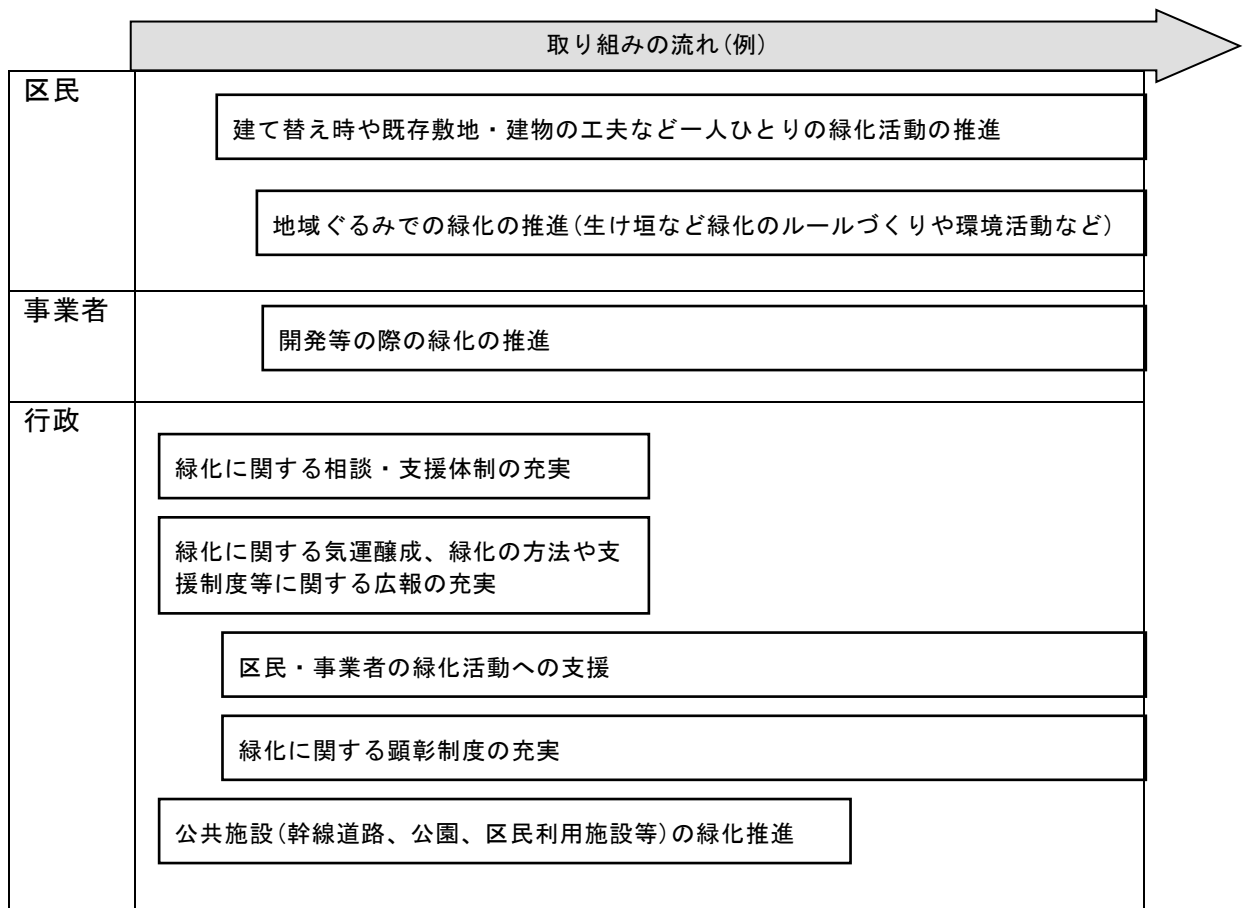
Ⅳ. 南区プランの実現に向けて

⑦低公害バスの導入、地域防災拠点・公共施設などへの太陽光発電の設置など地球温暖化や環境への配慮

緑化活動だけでなく、災害発生時の公共施設・地域防災拠点(防災備蓄倉庫等)におけるエネルギー確保対策として、太陽光発電を積極的に活用し、地球温暖化など地球環境に配慮した、災害に強く地球環境にやさしいまちをめざします。

また、区内を走るバスに低公害バスの導入を進めます。

【取り組みのイメージ】(どこでも緑に出会えるエコワールドみなみ)



※ 区の花オーナー制度：高さ1m程度の苗木から年月をかけて「さくら」を育ててくれる方を募集し、「区の花オーナー」として登録する、南区の制度。

2. 南区プラン実現に向けた区民・事業者・行政の取り組み

南区のまちづくりの主要課題は、区民一人ひとりが安全で快適に暮らすことができるよう、身近な環境の整備にあります。

そこで、南区プランの実現にあたっては、区民、事業者、行政のそれぞれの役割を確認し、三者が協力しあう協働のまちづくりを進めていきます。

(1) 区民主体のまちづくりの推進

1) 南区の特性

南区は、庶民的で人情味あるまちと言われ、地域での支えあい、助け合いが自然に行われるという良さを持っており、自治会・町内会活動、ボランティア活動、市民活動などが盛んに行われています。

2) 住民自身による課題解決

まちづくりの課題は、地域によってさまざまです。

例えば、「川のまち」「平楽の丘」「三春台の丘」「清水ヶ丘」「堀ノ内の丘」などの早くから市街化された密集住宅地では「防災」、主に昭和30年代以降に開発された「弘明寺・別所の丘」「永田・六ツ川の丘」「蒔田の丘」を中心とした住宅地では「良好な住環境の維持・保全」がまちづくりの大きなテーマとなっています。

この課題は、家の建て替えや私有地の取り扱いなどを伴うため、行政のみで解決できるものではなく、地域住民の協力が是非とも必要なものです。したがって、住民自らが「自分たちのまちをどうするか」を提案し、問題を解決していくしくみづくりが求められます。

そこで、上記のような南区の特性を活かし、生活に密着した課題については、その地域の特性に応じた「住民発意型」のまちづくりを進め、行政などと連携をはかりながら、区民主体のまちづくりを推進します。

(2) 事業者のまちづくりへの参加

区内の企業や商店・工場は、区民であるとともに、事業者としてもまちづくりの重要な主体のひとつであり、区民や行政と連携しあう関係にあります。事業者の持つ資金、技術、人材および情報などを活かし、まちづくりへの積極的な貢献が期待されます。

また、区内で開発事業等を行う事業者についても、地域のまちづくりを担う主体であるとの認識のもとに、地域住民や行政への積極的な情報公開とともに、地域の住環境と調和したまちづくりが求められます。

(3) まちづくりにおける区役所の役割の強化

まちづくりに関する行政の主な役割としては、

- 公共施設の整備
- 都市計画等で定められた土地利用や建築のルール等による規制や誘導
- まちづくりに関する情報提供や相談機能
- 区民や事業者のまちづくりの支援および調整

などがあります。

しかし、これまでは、ともすれば縦割りになりがちな大都市の特性から、行政は地域のニーズに柔軟かつ確に対応することが難しいという側面もありました。

これからの行政は、身近な地域の課題に対して、区民、事業者とともに迅速かつ細やかに対処していく必要があり、市民にとって最も身近な「地域総合行政機関」である区役所の役割は、ますます大きくなっています。

そこで、今後、区役所の役割や機能の充実を次の観点から進めます。

①地域情報の把握

地域のニーズに応じたまちづくりを進めていくため、行政が地域の課題や地域住民の意向、さらに地域活動の状況をきめ細かに把握し、その情報を区民と共有し、いつでも活用できる体制づくりを進めます。

②地域の情報や行政情報の積極的な公開と、まちづくりに関する相談機能の充実

区民、事業者、行政の協働によるまちづくりが重要になってくる中、生活者としての区民の発想や、区民やNPO(特定非営利活動法人)自身によるまちづくりへの取り組みも期待されています。その際、まちづくり特有の専門的知識や技術も必要となってきます。

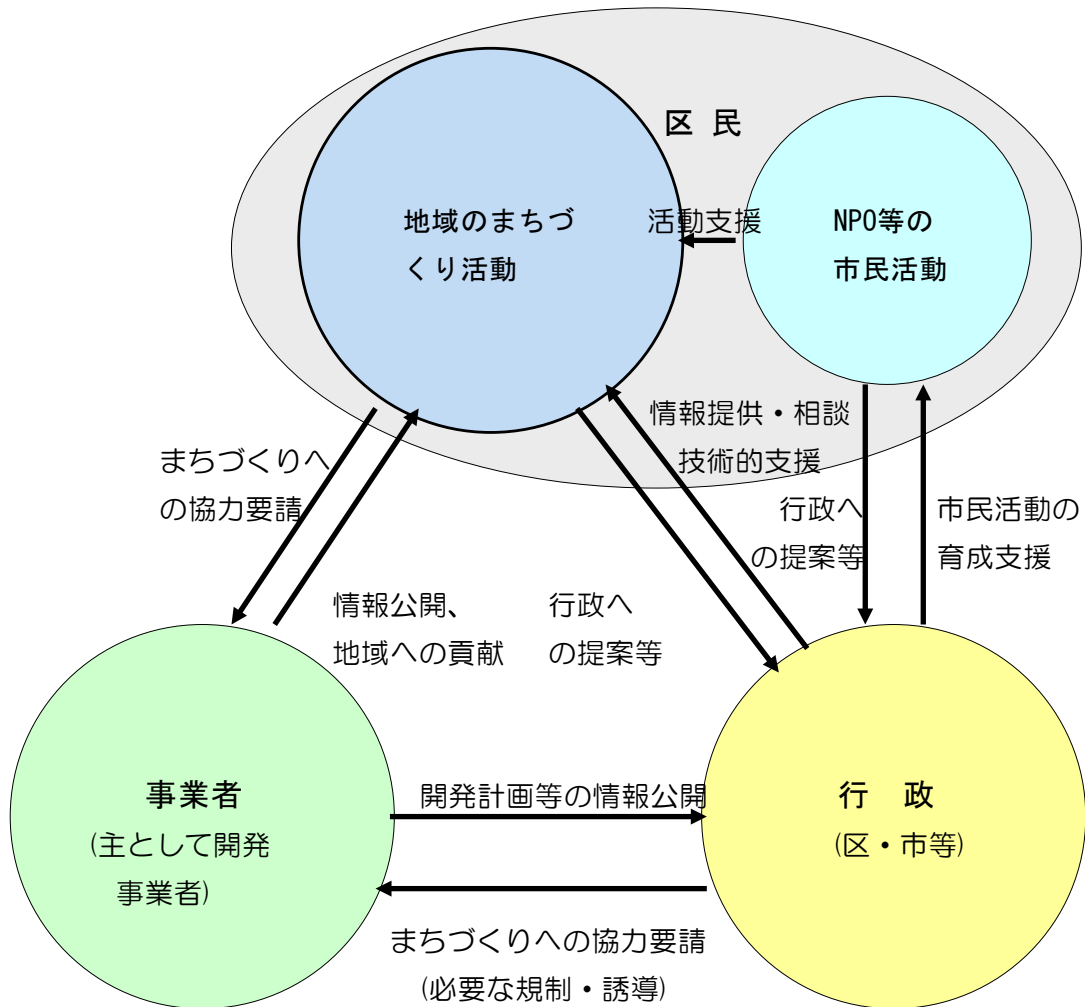
そのため、これからの区役所は、区民、事業者との協働を進めるのみならず、各主体がそれぞれの特徴を生かしながら独自のまちづくりを進めていけるように、まちづくりに関する地域および行政情報の提供、相談、支援機能を充実していきます。

区民やNPO自身が行うまちづくりに関する情報提供や相談機能についても、その充実のため支援を行います。

③地域活動における広報や財政面での支援

区民がまちづくりを進めていくにあたり、区役所は、その進展段階に応じて、活動の広報、必要な機材や資金の提供、技術指導などの支援を行っていきます。

【区民・事業者のまちづくりと行政の取り組みの考え方】 ※前頁②、③のイメージ



④区の予算編成機能の強化

区が個性を発揮し、区固有の地域課題に重点的に取り組んでいくため、区の予算編成機能を強化し、区がまちづくりのリーダーシップを発揮できる体制を確立していきます。

⑤区役所の総合調整機能の充実

横浜市および関係行政機関が区内でまちづくり事業を進める際には、区役所は、行政機関のコーディネーター(調整)役として、区民、事業者の意向や地域の実情などをふまえ、主体性を持って事業の調整を行います。